

入札の心得（指名競争入札用） ※郵便入札用

1. 入札参加者は、必要事項を記入押印した指定様式の「入札書」を指定した入札書提出期限までに、入札担当課へ一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送（持参も可とする）しなければならない。指定した入札書提出期限までに「入札書」が到達しない者は失格とする。（入札書提出期限は、指名通知書で確認すること。）
※入札書記載の金額の頭止めは、「金」「¥」ではなく、代表者印を押すこと。代表者又は担当者の認印も可とする。
2. 入札参加者は、入札書提出に当たり、「誓約書」を提出しなければならない。指定様式の「誓約書・委任状」を使用すること。「誓約書・委任状」の提出が無い場合は失格とする。「誓約書・委任状」は、「入札書」に同封して提出すること。
3. 入札参加者は、工事の入札にあつては、入札書と併せて「工事内訳書」を提出しなければならない。また、「積算内訳書」の提出を求められている入札にあつては、「入札書」と併せて「積算内訳書」を提出しなければならない。「工事内訳書」又は「積算内訳書」は、「入札書」に同封して提出すること。
4. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - ①入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - ②入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
5. 入札参加者は、提出した入札書の差し替え、訂正又は撤回をすることができない。
6. 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ①入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - ②記名・押印を欠く入札
 - ③入札書の金額が0円の入札
 - ④金額を訂正した入札
 - ⑤誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ⑥明らかに談合であると認められる入札
 - ⑦再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札
 - ⑧工事の入札において、工事内訳書の提出が無い場合、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い場合、工事内訳書に押印が無い場合、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる場合
 - ⑨積算内訳書の提出を求められている入札において、積算内訳書の提出が無い場合、積算内訳書に商号又は名称、代表者氏名、業務名、委託場所の記載が無い場合、積算内訳書に押印が無い場合、積算内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる場合
 - ⑩その他入札に関する条件に違反した入札
7. 開札の結果、入札参加者全員が予定価格の制限の範囲内に達しないときは再度入札（2回目の入札）を行う。
 - ①再度入札は、原則として1回とする。
 - ②1回目の入札が無効となった者は、再度入札には参加できないものとする。

③ 1 回目の入札に参加しない者は、再度入札には参加できないものとする。

8. 落札者の決定は、入札を行った者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度を適用した入札で、最低入札者であっても調査基準価格を下回った場合は必ずしも落札者とならない場合がある。
9. 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに入札事務に関係のない野田市水道部職員に代理してくじを引かせて落札者を決定するものとする。
10. 都合により入札を辞退することができる。辞退を希望する場合は、開札執行の前までに入札担当課に郵送（持参も可とする）により辞退届を提出すること。なお、このことにより以後の指名等について不利益な取扱を受けることはない。
11. 野田市水道部の都合により、入札の執行を延期又は中止することがある。この場合、入札参加者において損害を受けることがあっても、野田市水道部はその補償の責を負わないものとする。
12. 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等（指名通知後、入札参加者として不適格と認められるような結果になった場合も含む）の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。この場合、入札参加者において損害を受けることがあっても、野田市水道部はその補償の責を負わないものとする。

入札・契約に係る注意事項（上記以外）

1. 入札書に記載する金額は、消費税抜きの金額であること。
2. 契約保証及び前払金、部分払等については、指名通知書で確認すること。（工事、測量・コンサルタント業務のみ）
3. 入札書の工事番号又は業務番号の記載は、指名通知書に番号の記載がない場合は記載の必要はない。
4. 再度入札でも落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 の規定により随意契約とし、2 回目の入札で最低額を示した者と見積り合わせを行う。ただし、見積書の提出は 2 回までとし、2 回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ当該入札は不調とする。方法は、入札執行官の指示に従うこと。
なお、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。